

1 使用料見直しの経過

長年見直しが未実施

- ・使用料
- ・減免基準

物価変動や老朽化による増大化するコスト

⇒ 公平な受益と負担のあり方に関する基準策定 (H31.4)

令和7年度 使用料条例改正

- I 統一的な基準に基づく算定
- II 料金体系の見直し
 - ・原則、冷暖房費は使用料に含む
 - ・時間帯料金を平準化 など

令和8年度 減免見直し

- ・減免制度の公益性・公平性を確保するため見直し
- ・統一的な考え方で減免基準を整備

令和9年度

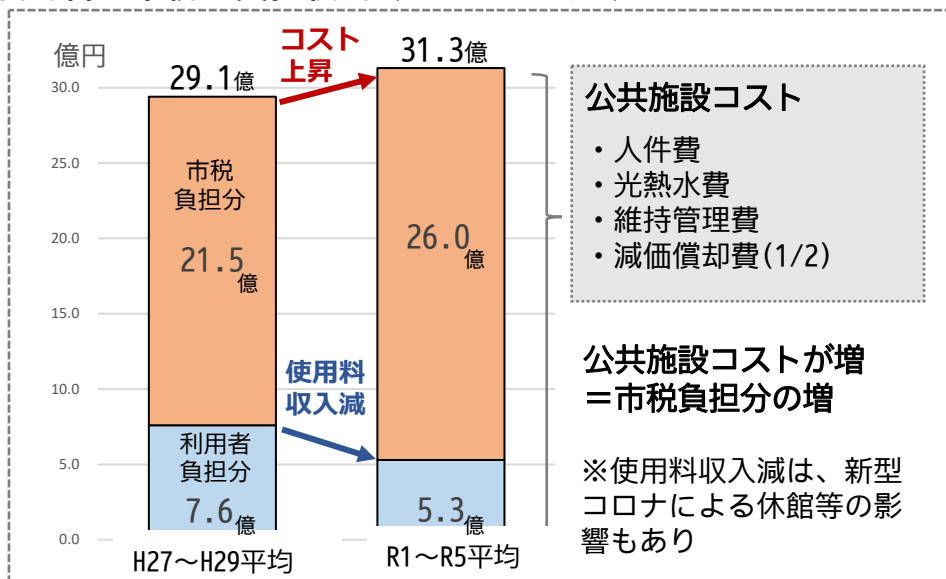
- ・新料金
- ・新減免基準
スタート

2 なぜ、使用料の減免制度を見直しするのか

① 公共施設は使用料と税金で支えられています



使用料と市税の負担状況 (年度平均額の推移)



受益者負担の原則

公共施設を利用する人が利用に応じた費用を負担し、利用しない人との公平性を保つという考え方

「公平な受益と負担のあり方に関する基準」

- ◆ このままの使用料で公共施設の維持は困難
- ◆ 継続して安定した公共サービス提供をするために、受益者負担の適正化を図る必要がある

受益者負担の原則を踏まえて減免制度を検討する必要がある

みんなで支えあい、必要な施設を未来へつなぐ



利用と負担の
適正化

公平な利用ルールと適切な負担で
持続可能な行財政運営を目指します





② 使用料と減免の現状

現状1 次の施設では**利用団体の大半が使用料を全額免除**されている。

公民館、総合学習センター、総合福祉センター、障害者福祉センター、地域交流センター、男女共同参画センターなど

地区・地域公民館
の受益者負担割合

公共施設コスト
約2億8,108万円

市税
負担分

公共施設コスト：R元～R5年度平均
減免額・収入額：R7年度実績
※中央公民館、公民館分館・分室除く

施設を利用して
いない人を含む
市税負担

受益者負担割合
約3.2%

施設利用者
の負担

本来の
使用料分

減免の
市税負担分

減免額

約3,585万円

使用料
収入

約887万円

現状2 施設によって、全額免除団体の冷暖房費負担の有無が異なっており、**減免の取扱いに差**が生じている

公民館等



全額免除団体でも冷暖房費
負担あり

総合福祉センター等



全額免除団体は冷暖房費
負担なし

現状3 **減免基準の定めや手続き**が各施設で異なっている。



**減免見直しの基本的な考え方、取扱いを統一する
必要がある**

現状の課題

課題1 受益者負担の原則と乖離



ア 使用料の機能不全

- ・利用の対価としての使用料△
→ **維持管理経費の財源不足**



イ 公平性の欠如

- ・施設利用の大半が減免（市税負担）
→ **利用者と未利用者の公平性△**

課題2 利用面の影響



- ・全額免除団体：キャンセル料がない
→ 必要以上の予約が生じうる
→ 直前の予約取消も生じうる
→ 他の利用者の利用機会の損失
→ 施設の稼働率低下

使用料の見直しに係る住民説明会アンケート（R7.10）

現行免除団体への配慮や高齢者・児童への減免継続などを求める声のほか、**減免も見直しすべきとの声**もありました。

- ・新しい団体が借りられない状況が続いていることを踏まえて**減免を見直してほしい**。
- ・**もっと早く見直しをするべきだった**。減免に関して今までいいかげんであったと思う。
- ・減免は拡大しないで、利用者負担をしても良いと思う。
- ・減免手続きを簡素化してもらいたい。 など

3 減免見直しに対する基本的な考え方

見直しの基本原則

① 利用者負担

- 施設利用(受益)の対価として、**利用者の負担を原則**とし、減免の必要性を判断する視点を明確にする。

② 一部減免の設定

- 減免の必要性の程度や受益者負担とのバランスを考慮して、**全額免除のほか、一部減免を設定**する。
- どの減免団体であっても、**維持管理に係る最小限の一部負担の設定を原則**とする。

③ 全額免除の対象を限定

【共通】全額免除対象

- 市主催事業（市の委託事業含む）
- 市共催事業、指定管理者事業
- 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の適用

- 【施設別】全額免除は、施設設置目的に合致し、施設開設に関与するなど、対象を限定する。



見直しの基本原則に基づき、公益性等の減免の必要性の程度を勘案して減免対象・割合を設定

① 減免の必要性を判断するための視点

公益性 (地域還元性)		事業又は活動の効果が地域や市民に還元されるか？
行政施策との 関連性		市の施策への寄与や関連性・必要性をどの程度有するか？
施設設置目的との 整合性		施設の設置目的に合致した減免の必要性の有無及び程度？

② 減免割合

原則：全額免除、75%減免、50%減免、25%減免
※各施設で減免の必要性等に応じた割合を設定

③ 減免区分

団体減免

年間を通じて継続的に活動する減免対象団体に対する減免【定期的な申請・更新手続き】

事業減免

公益性・公共性の必要性から個別事業に対する減免【事業ごとの申請手続き】



4 使用料改正を踏まえた減免見直し

< 公民館の現行と見直し後の比較 >

現行

減免団体

冷暖房費
負担あり

町内会、地区社会福祉協議会、
スポーツ少年団、支援活動団体
サークル活動・交流活動団体
学習・音楽・運動グループ など

小原田地域公民館 午後使用の例（午後1時～午後5時）

貸出室	使用料＋ 冷暖房費	現行負担額
会議室	960円	160円
第1和室	600円	100円
集会室	1,080円	180円

減免団体負担
冷暖房費

使用料

免除

20%
負担

見直し後



料金体系の見直し

- ・ 統一的算定（コスト×性質別負担割合）
- ・ 各時間帯の料金を平準化
- ・ 原則、冷暖房費込を含む使用料へ

令和9年4月使用分～

貸出室	使用料
会議室	900円
第1和室	300円
集会室	1,600円

使用料（冷暖房費含む）

※統一的算定での使用料は、貸出対象面積で
算定するため、各貸出室の面積に応じて増額
する場合と減額する場合があります。

減免の必要性に応じた負担額を設定



公益性に着目

- ・ 地域の相互支援、課題解決
- ・ 地域の福祉向上のための活動

75%
減免

町内会、地区社会福祉協議会、
スポーツ少年団、支援活動団体
など

負担額比較

貸出室	現行	見直し後
会議室	160円	220円
第1和室	100円	70円
集会室	180円	400円

減免団体負担

75%減免

25%
負担

継続的な公益的活動に配慮し、
最小限の維持管理に係る一部負担を設定



施設設置目的と整合

- ・ 公民館
＝社会教育の振興

50%
減免

サークル活動・交流活動団体
学習・音楽・運動グループ など

負担額比較

貸出室	現行	見直し後
会議室	160円	450円
第1和室	100円	150円
集会室	180円	800円

減免団体負担

50%減免

50%負担

会員同士の活動を目的とする団体
現行の公民館免除団体の大半が該当

5 各施設の見直しの方向性

各施設の 現状

地域住民の利用が中心の施設

利用の大半が全額免除の施設

公民館、ふれあいセンター、総合学習センター、総合福祉センター、障害者福祉センター、地域交流センター、男女共同参画センターなど

見直しの 方向性

団体減免中心



地域住民の団体利用が中心のため、**公益性や施設設置目的との整合性等を勘案**して減免対象や割合を設定

① 施設別に見直し

- ◆ **見直しの基本原則に基づき、施設別に減免対象・割合を設定**



行政施策との関連性



施設設置目的との整合性

減免の必要性？
減免割合？

市民全体の利用を対象とする施設

すでに減免対象が限定されている施設

文化センター、体育施設、労働福祉会館、ユラックス熱海、カルチャーパーク、ミューカルがくと館、市民プラザなど

事業減免中心



幅広い市民の利用機会を確保するため、**個別事業の公益性・必要性を勘案**して減免対象や割合を設定

- ◆ **現行の減免基準を基に施設別に見直し**
- ◆ 名義後援による減免は廃止
→ 公共的な必要性から減免基準に位置付けするものを整理

② 地域住民の利用が中心の施設で共通設定

公益性に着目

- ◆ 地域の相互支援や福祉向上のために活動している団体がその団体の目的に沿って活動する場合は、地域住民の利用が中心の施設において共通して75%減免を設定



**75%
減免**

地域自治	地域福祉活動	地域安全活動	青少年健全育成	支援活動
町内会、区長会など	地区社会福祉協議会、方部民生委員児童委員協議会、地区保健委員会、地区老人クラブ連合会など	地区交通安全協会、地区防犯協会、地区自主防災会など	子ども会、育成会、スポーツ少年団育成会など	障がい者等支援団体、家族支援自助団体など

6 今後のスケジュール（予定）

R8年度									R9年度	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
免除団体説明、利用者周知									・新料金 ・新減免基準 スタート	
住民説明会				利用者周知、減免申請受付等						
市ウェブサイトお知らせ										
広報8月号		パブリックコメント								
				減免基準(規則、要綱)改正						

■ 減免基準の改正までの流れ

7月中旬以降

減免見直しを行う各施設において、免除団体への説明や利用者向けの周知を開始

市ウェブサイトでも見直し概要を公開

8月

利用の大半が全額免除の施設を現在利用している免除団体向けに、住民説明会を実施

- ① 8月5日 14時～
- ② 8月5日 19時～
- ③ 8月18日 19時～

【場所 市役所特別会議室】

9月～10月

免除団体向けの説明や住民説明会等での意見を基に整理した見直し概要及び取扱基準を公開し、パブリックコメントを実施

10月以降

パブリックコメントを踏まえて減免基準を改正

来年度の減免申請に向けて各施設で周知・受付等を実施

目指す姿

受益と負担の原則に基づく 減免基準の適正化

- ・利用者が一定の負担
- ・公益性や施設目的等に即した減免対象・割合の設定

公平な利用機会確保と 減免手続きの平準化

- ・運用を見直し、利用機会の公平性を確保
- ・手続きの明確化、効率化

持続可能な行財政運営

- ・施設稼働率の向上
- ・適切な維持管理

市では、減免基準の適正化と合わせて、運用や手続きの面でも明確化・効率化を図り、施設稼働率の向上や適切な維持管理を進めていく必要があります。

定期的な見直しによる適正化

また、定期的に使用料・減免基準の見直しを行うことで、段階的に適正化を図ることとします。



各施設の見直し概要は、市ウェブサイトでもお知らせしています。

また、9月～10月に実施するパブリックコメントも市ウェブサイトでお知らせします。

ご質問やご意見は
市ウェブサイトでも受付
しています

使用料減免見直し
市ウェブサイト



<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/25/185504.html>

郡山市財務部財政課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電 話 024-924-2071

F A X 024-931-3245

メール zaisei@city.koriyama.lg.jp

